

身体的拘束等の適正化のための指針

特別養護老人ホーム 第二明光園

1. 基本的考え方

身体拘束は、ご利用者の行動を制限する行為であり、ご利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、ご利用者の尊厳と主体性を尊重しながら、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

2. 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3. 施設としての取組

前項の基本的考え方を達成するために、身体拘束廃止委員会（人権擁護・虐待防止）（以下「委員会」という。）を設置する。また、委員会は居宅介護支援事業所明光園（以下「居宅」という。）と合同で設置する。

(1) 委員会の取組み内容

- ①施設内での身体的拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ②身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③身体的拘束を実施した場合の解除の検討
- ④身体的拘束廃止に関する職員全体への指導
 - ・身体的拘束の廃止に向けた意識の醸成と理解を高める研修・教育の実施（年2回）
 - ・新任職員に対する研修・教育の実施（委員長が実施）
- ⑤不適切ケア自己チェックリストを活用し、提供する施設サービスの点検と、身体的拘束に繋がる不適切なケアの早期発見・改善
- ⑥身体的拘束廃止の理解を深める委員会の開催（3ヶ月に1回）
- ⑦委員会及び研修の記録作成
- ⑧指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

(2) 委員会の構成

- ①施設長
- ②看護職員
- ③介護職員
- ④生活相談員
- ⑤居宅管理者
- ⑥居宅介護支援専門員

(3) 委員会の役割

身体的拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割を踏まえ責任を持って対応する。

①施設長

- ・身体的拘束廃止委員会の総括管理
- ・ケア現場における諸課題の総括責任

②看護職員

- ・嘱託医師との連携
- ・施設における医療行為の範囲の整備
- ・重度化するご利用者の状態観察
- ・記録の整備

③生活相談員

- ・医療機関、家族との連携
- ・家族の意向に沿ったケアの確立
- ・施設のハード、ソフト面の改善
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

④介護職員

- ・拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ・身体的拘束廃止に向けた職員教育
- ・ご利用者の尊厳を理解する
- ・ご利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ・ご利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ・ご利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ・記録は正確かつ丁寧に記録する

4. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体的拘束の原則禁止

当施設では、サービス提供に当たり、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、原則として身体的拘束その他のご利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

次の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- ①切迫性：ご利用者本人または他のご利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

但し、身体拘束を行う場合は、委員会を中心に充分検討を行い、身体的拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合及び例外三原則を満たす場合に限り、本人・ご家族への説明同意を得て行うこととする。また、身体的拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) 日常のケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことについての取り組みを行う。

- ①ご利用者主体の行動、尊厳ある生活の支援に努める。
- ②言葉や応対等で、ご利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ご利用者の思いをくみとり、ご利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④ご利用者の安全を確保する観点から、ご利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合には、委員会において検討する。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながらご利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

5. やむを得ず身体的拘束をする場合の基本方針

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束によるご利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行うことを選択する前に①切迫性、②非代替性、③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認を行う。要件を検討・確認した上で、身体的拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。

(2) ご利用者本人や家族に対しての説明

身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるようにする。また、身体的拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・ご家族等を行っている内容と方向性、ご利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体的拘束に関する記録は義務づけられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体的拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存、行政担当部局の運営指導が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

再検討の結果、身体的拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除する。その場合には、契約者、ご家族に報告する。

6. 身体的拘束に向けた職員の責務

身体的拘束等をせずにサービス提供を可能にするため、職員全員が次の事項について共通認識を持ち、身体的拘束をなくしていくよう取り組まなければならない。

- (1) マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等を行っていないか
- (2) 転倒等による介護事故のリスク回避のため安易に身体的拘束をおこなっていないか
- (3) 認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束を行っていないか
- (4) 本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか
他の方法はないのか

7. 指針の閲覧について

身体的拘束等の適正化のための指針はいつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページにも公表し、いつでもご利用者及びご家族が自由に閲覧できるようにする。

附則

この指針は令和6年4月1日から施行する。